

## 板橋区成年後見制度利用低所得者の後見人等の報酬に係る費用助成要綱

(平成21年7月31日 区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を負担することが困難である者に対し、板橋区が行う助成について必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象者は、板橋区長（以下「区長」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項若しくは第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「区長による審判請求」という。）又は民法第7条、第11条若しくは第15条第1項の規定による、本人、配偶者若しくは四親等内の親族による審判の請求（以下「親族等による審判請求」という。）に基づいて行われた家庭裁判所の審判によって成年被後見人、被保佐人又は被補助人となった者（民法第725条に規定する親族が成年後見人等として付されている者を除く。以下「本人」という。）のうち、助成申請時において、次に掲げる住所要件のいずれか及び経済的要件のいずれかにもあてはまる者とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

#### (1) 住所要件

- ① 板橋区の住民票に記載されている者。ただし、板橋区内の施設等への入所・入居等に伴い板橋区に転入した者のうち、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付の実施機関並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による給付の決定機関のいずれかが板橋区以外の区市町村又は板橋区長以外の区市町村長となっている者を除く。
- ② 板橋区の住民票に記載されていない者のうち、板橋区外の施設等への入所・入居等に伴う板橋区からの転出により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等支援法による支援給付の実施機関及び障害者総合支援法による給付の決定機関のいずれかが板橋区又は板橋区長となっている者。

(2) 経済的要件

- ① 生活保護法による保護を受けている者又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者
- ② 家事事件手続法第39条別表第1第13項、第31項、又は第50項の規定に基づく家庭裁判所の報酬付与の審判（以下「報酬付与審判」という。）が行われた日において賦課決定している最新の年度の住民税が世帯員全員非課税であり、かつ、本人の預貯金が130万円以下であり、かつ、資金化して報酬の支払いにあてることができる本人の適当な資産がない者

（本人が死亡した場合の助成対象者の特例）

第3条 第7条の規定による申請を行う前に本人が死亡した場合、又は、報酬付与審判が本人の死亡後に行われた場合は、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。

- 2 前項の助成対象者に対して助成を行う場合は、本人死亡時において本人が前条に定める住所要件及び経済的要件にあてはまっていなければならない。

（助成対象費用）

第4条 助成対象費用は、報酬付与審判によって決定された成年後見人等に対する報酬とする。ただし、次に掲げる報酬については助成の対象としない。

- (1) 区長による審判請求の場合  
平成17年3月31日以前分の報酬
- (2) 親族等による審判請求の場合  
平成26年3月31日以前分の報酬

（助成対象期間）

第5条 助成対象期間は、成年後見人等が行った一定期間の後見等の事務に対して事後にその報酬額を決定するという報酬付与審判の特性に鑑み、報酬付与審判によって決定された報酬対象期間とする。

（助成額）

第6条 助成額は、報酬付与審判によって決定された報酬額とし、月を単位に算定を行い、上限は次に掲げる額とする。

- (1) 後見人・保佐人・補助人一人（法人を含む）当たりに対する報酬の助成  
月額28,000円×対象月数
- (2) 後見監督人・保佐監督人・補助監督人一人（法人を含む）当たりに対する報酬の助成  
月額14,000円×対象月数

- 2 本人の板橋区への転入により、報酬付与審判によって決定された報酬額に対して板橋区以外の区市町村等からの助成金等が支給される場合は、その支給額を、前項により算定した助成額から控除し、その結果得られた額を助成額とする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする助成対象者は、成年後見人等の報酬助成申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 本人の住民票
- (2) 本人が生活保護又は支援給付を受給中であることを確認できる書類
- (3) 本人及び本人の税法上の扶養者の住民税課税若しくは非課税証明書
- (4) 本人の預貯金の残高が確認できる書類
- (5) 家庭裁判所に提出した本人の財産目録の写し
- (6) 成年後見等開始審判書の写し
- (7) 成年後見・保佐・補助に関する登記事項証明書の写し
- (8) 報酬付与審判書の写し
- (9) 申請者の本人確認ができる公的証明書
- (10) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による助成の申請は、報酬付与審判が行われた日の翌日から起算して180日以内に行わなければならない。ただし、真にやむを得ない理由があると区長が認める場合はこの限りではない。

(助成の決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見人等の報酬助成決定通知書(別記第2号様式)又は成年後見人等の報酬助成不交付決定通知書(別記第3号様式)により、決定内容を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による報酬助成決定があったときは、助成対象者は、成年後見人等の報酬助成金請求書(別記第4号様式)により区長に助成金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

(助成金の返還)

第10条 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、区長は、その者に対して助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 助成金を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(成年後見人等の努力義務)

第12条 定期的な助成申請が可能となるよう、成年後見人等は、最長でも1年に1回は報酬付与審判の申立てを行うよう努めなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるほか必要な事項は、健康生きがい部長及び福祉部長が協議の上別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年12月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に板橋区成年後見制度利用低所得者の後見人等の報酬に係る費用助成要綱（平成17年3月24日区長決定）第5条の規定により助成の決定を受けている者については、なお従前の例による。この場合、同要綱第3条第2項第2号中「18,000円」とあるのは、「28,000円」とする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める部分に限る。）は平成25年4月1日から、第3条の改正規定は同年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。